

岩手県告示第586号

岩手県漁業調整規則（昭和42年岩手県規則第31号）第52条第3項の規定により、小國彦三郎に対し、稲荷丸（漁船登録番号IT 3-44447）の停泊を命ずることについて、次のとおり聴聞を行う。

平成27年7月17日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 期日 平成27年8月5日(水) 午後2時から
- 2 場所 釜石市新町6番50号 釜石地区合同庁舎3階 第1会議室